◎新潟県告示第38号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第１項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から２週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	８者	大字中東944番ほか45筆　5.8ha
新発田市	７者	五十公野字日ノ詰3640番ほか100筆　10.9ha
三条市	45者	栗林字辰明1176番１ほか335筆　36.6ha
弥彦村	５者	大字麓村新田字雁潟112番ほか66筆　6.1ha
十日町市	３者	太平上ノ山349番１ほか５筆　1.1ha
上越市	68者	米町51番ほか1197筆　135.2ha
合　計	136者	1,754筆　195.6ha

２　申請年月日

平成27年１月７日

３　縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

４　意見書の提出

法第18条第３項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画案に対する意見書の提出について」によること。